

一般社団法人東京都設備設計事務所協会 ME Tオープンデスク制度規則

平成14年3月 1日制定

平成15年3月27日改正

平成17年2月 1日改正

平成22年4月28日改正

(制度の設置と目的)

第1条 一般社団法人東京都設備設計事務所協会（以下「協会」）は、委員会規程第2条第6号の⑤に定める事業の一つとして、ME Tオープンデスク制度（以下「制度」）を設けます。

2 協会は、前項の制度を通じ、設備設計技術者を志す学生に対して協会会員の設備設計事務所（以下「会員事務所」）を一定期間開放して実地教育の場を提供し、学習のための支援を行います。

3 制度の運用は、この規則の定めるところによります。

(対 象)

第2条 この制度が対象とする学生は、学校において理工科系科目（建築学、機械工学、電気工学等）を専攻する学生とします。また、国土交通省告示第1033号（平成20年9月2日）における実務実習（以下「インターンシップ」）は、大学院において建築関係学科を専攻する学生を対象とします。

2 前項にいう学校は、大学または大学院もしくは協会がそれらに準じると認めた教育機関とします。

(受入事務所)

第3条 この制度の趣旨に賛同して参加する会員事務所（以下「受入事務所」）は、協会に登録するものとします。

2 前項の登録は、毎年、更新するものとします。

3 受入事務所は、この制度に参加することを認められた学生（以下「参加学生」）が制度の目的に添った学習成果を得られるよう、学習の場の提供、便宜の供与、指導等についての支援を行います。

4 協会は、毎年、受入事務所の名称等を学校及び学生に公開します。

5 インターンシップ受入は一級建築士、又は建築設備士の在籍している事務所のみとします。

(受入期間)

第4条 受入事務所は、参加学生を受け入れる期間（以下「受入期間」）を、次の各号の範囲内で任意に定めることができます。

(1) 協会が定めた年度内であること。

(2) 学校が指定した期間があるときは、その期間内であること。

2 翌年度も参加を希望する場合は、新たに申請しなければなりません。

(選 考)

第5条 この制度への参加を希望する学生は、所定の登録申請書を協会に提出して、協会の審査及び受入事務所の選考を受けるものとします。

2 受入事務所は、前項の選考を協会が定める選考期間内に行い、その結果をすみやかに協会に通知するものとします。

3 協会は、受入事務所から受け入れの通知があった場合、当該学生を参加学生として登録し、本人に通知します。

(参加学生が受ける便宜等)

第6条 参加学生は、受入事務所から学習の場の提供を受け、許された範囲内で施設、機器、資料等を利用することができます。

(損害賠償保険加入義務)

第 7 条 参加学生は、受入期間開始前に、インターンシップ総合保険に加入するものとします。ただし、学校が、当該参加について前項の保険に加入しているときは、そのかぎりではありません。

(守秘義務)

第 8 条 参加学生は、受入事務所等において業務上知り得た事項を他に漏らしてはなりません。

2 前項の規定は、受入期間が終了した後も適用します。

(損害賠償義務)

第 9 条 参加学生は、故意または過失によって受入期間中に受入事務所等に対して与えた損害については、協会は責任を負いません。

(細則等)

第 10 条 この制度を運用するために必要な細則は別に定めます。

(疑義の解決)

第 11 条 この規則に定めがない事項または解釈に疑義がある事項については、理事会において解決を行います。

(規則の改廃)

第 12 条 会長は、理事会の議決に基づいてこの規則の一部または全部を改訂し、若しくは廃止することができます。

付 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 平成 15 年 3 月 27 日に改正した規則は、同日から施行します。
- 3 平成 17 年 2 月 1 日に改正した規則は、同日から施行します。
- 4 この規程は、インターンシップ制度に対応するため一部変更し、平成 22 年 4 月 28 日より施行します。